

英国（ハンプシャー州）からの家きんの輸入停止措置の解除について

農林水産省では、平成 21 年 9 月、英国（ハンプシャー州）における鳥インフルエンザの発生（抗体陽性）を確認したことから、同州からの家きんの輸入を停止していました。今般、同州における同病の清浄性を確認したことから、本日、輸入停止措置を解除しました。

1. 経緯

平成 21 年 9 月、英国のハンプシャー州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5 亜型）の発生（抗体陽性）を確認したことから、我が国は同州からの家きんの輸入を停止しました。

2. 対応

今般、英国家畜衛生当局から我が国に対し当該事例に係る措置等のデータが提供され、ハンプシャー州における鳥インフルエンザの清浄性について確認したことから、本日付けで同州に対する家きんの輸入停止措置を解除しました。

- ・ 発生国又は地域から家きん等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

関連資料：

- ・ 英国（ハンプシャー州）からの家きんの輸入一時停止措置について（本年 9 月 14 日付けプレスリリース）

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090914_1.html

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>